(厚生労働委員会)

ハン セン 病 問 題 \mathcal{O} 解 決 0 促 進 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 する 法 律 案 (衆 第 〇号) 衆 議 院 提

出)要旨

定 所 等 者 本 を \mathcal{O} 法 図 配 律 る 偶 案 は、 た 者 め、 等 が ハ 特 退 ン 定 所 セ 者 ン 配 と 偶 病 労苦 者 療 等 養 支 を 所 援 共 退 金 に 所 者 を L 支 て 給 給 き 与 金 L た よう 特 \mathcal{O} 別 支 عَ 給 な す を受 事 る 情 け ŧ に 鑑 て \mathcal{O} で 4 1 あ た ý , 当 退 該 所 そ 配 者 が \mathcal{O} 偶 主 者 死 亡 等 な 内 L に た場 対 容 し、 は 次 合 そ に \mathcal{O} لح \bigcirc お 者 7 お て、 ŋ \mathcal{O} で 生 当 活 あ る。 該 \mathcal{O} 安 退

に L 玉 て は 1 た 特 配 定 偶 配 者 偶 又 者 は 等 親 ハ 等 ン \mathcal{O} セ 尊 ン 属 病 \mathcal{O} 療 う 養 5 所 退 当 所 該 者 退 給 所 与 者 金 に \mathcal{O} 支 扶 給 養 を受 さ れ て け 1 7 たこと 1 た 退 0) 所 あ 者 る \mathcal{O} 者とし 死 亡 \mathcal{O} て 当 厚 時 生 生 労 計 働 を 省 共

に 対 L そ \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 生 活 \mathcal{O} 安定 等 を 义 る た 8 特 定 配 偶 者 等 支 援 金 を 支 給 す る ŧ のとする。 \mathcal{O} 場 合 に お 1 令

で

定

8

る者

で

あ

0

て、

現

に

日

本

国

内

に

住

所

を

有

す

る

ŧ

0)

当

該

死

亡

後に

婚

姻

をし

た者を除く。)

をいう。)

て、 特 定 配 偶 者 等 支 援 金 \mathcal{O} 支 給 を受け るべ き者 が 配 偶 者 及 び 親 等 \mathcal{O} 尊 属 で あるときは、 配 偶 者 に 支 給 す

るものとする。

_ に ついては、 ノヽ ン セ ン病療 養所 退 所 者 給 与 金 0) 支給を受け てい た 退 所者でこの 法 律 0) 施 行 前 に 死亡し

た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 死 亡 \mathcal{O} 当 時 生 計 を 共に L て 1 た 配 偶 者 及 び 親 等 \mathcal{O} 尊 属 に 0 7 て ŧ 適 用 す る。

三 特 定 配 偶 者 等 支 援 金 \mathcal{O} 支 給 に 関 L 必 要 な 事 項 は、 厚 生 労 働 省 令 で 定 \otimes る。

兀 租 税 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 公 課 は 特 定 配 偶 者 · 等 支 援 金 を 標 準 とし て、 課 することができな

五. \mathcal{O} 法 律 は、 平 成二 + 七 年 + 月 か 施 行 す る。 ただし、 六 は、 公 布 \mathcal{O} か 5 施 行 す

日

5

六

玉

は

非

入

所

者

 \mathcal{O}

生

活

等

 \mathcal{O}

実

態

に

0

11

て

速

S.

カュ

に

調

査

を

行

1

そ

 \mathcal{O}

結

果

を

踏

ま

え、

非

入

所

者

 \mathcal{O}

死

亡 後

 \mathcal{O}

日

る。

ک

配 偶 者 等 \mathcal{O} 生 活 \mathcal{O} 安 定 等 を 义 る た \Diamond \mathcal{O} 経 済 的 支 援 \mathcal{O} 在 り 方 に 0 1 て 検 討 を 加 え、 必 要 が あ る لح 認 \Diamond ると き

は、 所 要 \mathcal{O} 措 置 を 講ず る ŧ \mathcal{O} とす る。